

平成 29 年 10 月 6 日

平成 29 年第 3 回神奈川県議会定例会

# 建設・企業常任委員会報告資料

企 業 庁

# 目 次

ページ

I 東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故に起因する損害賠償について	----- 1
--------------------------------------	---------

# I 東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故に起因する損害賠償について

## 1 要旨

東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故の影響により、水道水及び浄水発生土の放射性物質の測定が必要となったが、放射能測定装置の維持管理費用に関し、これまで東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）では「所有資産の活用にあたる費用」として賠償金の対象外とする見解を示していた。

その後、平成 28 年 3 月に千葉県水道局において、東京電力が放射能測定装置の維持管理費用に対し、賠償金を支払う和解が成立したことから、改めて 7 月に賠償を求めたが、東京電力から賠償対象外との回答を受けた。

そのため、原子力損害の賠償に係る和解の仲介を行う機関である原子力損害賠償紛争解決センター（以下「ADR」という。）にあっせんを申し立てることとし、平成 28 年第 3 回県議会定例会建設・企業常任委員会に報告し、平成 29 年 1 月にあっせんの申立を行った。

その後の状況として、平成 29 年 9 月に東京電力から申立額を全額賠償する申出を受けたため、当該申出に基づき東京電力からの賠償を受けることとしたので報告するものである。

（これまでの経過）

- ・平成 28 年 3 月 千葉県水道局と東京電力との間で和解が成立。
- ・平成 28 年 7 月 和解事例をもとに東京電力に賠償を求めたが、改めて賠償対象外との回答を受けた。
- ・平成 29 年 1 月 ADR にあっせんを申し立てた。
- ・平成 29 年 9 月 東京電力から全額賠償する旨の申出を受ける。

## 2 損害賠償の対象となる費用（あっせんの申立内容）

320 万 8,890 円（平成 27 年度までに確定した放射能測定装置の維持管理費用）

平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	合計
255,150 円	909,300 円	1,001,160 円	1,043,280 円	3,208,890 円

## 3 企業庁の対応

- ・平成 29 年 9 月 29 日 東京電力に全額賠償の申出を受け入れる旨を回答
- ・平成 29 年 10 月 3 日 東京電力に賠償金を請求